

建 管 第 6 8 2 号  
令和2年（2020年）8月27日

一般社団法人北海道電業協会会長 様

北 海 道 建 設 部 長

土木工事系委託業務における法定外の労災保険の付保の要件化について

このことについて、工事の取扱いを、「工事における法定外の労災保険の付保の要件化について（令和2年8月11日付け建管第614号）」で通知したところですが、伐開等の土木工事系委託業務においても、法定外の労災保険の付保を要件化することとなりましたのでお知らせします。

また、会員、傘下団体等に対して、当該取扱いについてご周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

#### 記

##### 1 対象業務

北海道建設部及び建設管理部が委託する「北海道建設部土木関係工事積算要領」を適用するすべての業務に適用します。

##### 2 設計図書（特記仕様書）への明示

対象工事の設計図書に、法定外の労災保険の付保について明示します。

##### 3 保険付保の確認

業務着手前までに保険契約の確認書類（証券の写し等）を業務担当員に提出していただくこととなります。

※ 保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めます。

##### 4 適用時期

令和2年（2020年）10月1日以後において行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約から適用します。

##### 5 北海道建設部建設政策局建設管理課のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/houteigairousaihoken.htm>

（建設政策局建設管理課工事管理係）